

平成十九年三月二十七日受領
答弁第一二二三号

内閣衆質一六六第一二三号

平成十九年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島への日本政府職員の上陸に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出尖閣諸島への日本政府職員の上陸に関する質問に対する答弁書

一について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、中国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在していないと認識している。

二について

尖閣諸島への日本政府職員の上陸を禁止する法令はないが、国の機関を除き上陸等を認めないという魚釣島等の所有者の意向を踏まえ、また、尖閣諸島の平穏かつ安定的な維持及び管理のためという政府の魚釣島等の賃借の目的に照らして、政府としては、原則として何人も尖閣諸島への上陸を認めないとの方針をとっているところである。

三について

過去に尖閣諸島に日本政府職員が上陸したことはあり、その直近の二事例は、平成十八年十月二十七日及び十一月八日の上陸である。